

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「これを支給し、離職し、又は」を「、離職した者にはその日までこれを支給し、」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。